

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和八年五月十一日

広島県知事 横 田 美 香

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第二部会・令和八年度第一回）

二 開催日時

令和八年四月二十三日 午後二時三十分から午後四時三十分まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一〇一会議室

四 出席した委員

田中委員、井上委員、保志委員

五 議事の概要

1 令和六年度諮問第五号事案について、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定により、審査請求人の口頭意見陳述手続を実施した。

2 前項の事案について、審議を行った。

3 令和七年度諮問第一号事案について、広島県行政不服審査会事務局が事案説明を行った。

4 前項の事案について、審議を行った。

5 第三項の事案の調査審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認めため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。